

都留市林業構造改善事業林道工事費分担金徴収条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 14 号

都留市林業構造改善事業林道工事費分担金徴収条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 都留市林業構造改善事業林道工事費分担金徴収条例(昭和 46 年都留市条例第 10 号)
- (2) 都留市広域常備消防運営基金条例(昭和 53 年都留市条例第 12 号)
- (3) 都留市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 8 条の規定による勤務することを要しない日の特例に関する条例(平成元年都留市条例第 1 号)
- (4) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年都留市条例第 8 号)
- (5) 都留市文化財復元等整備基金条例(平成 3 年都留市条例第 1 号)
- (6) 都留市情報公開懇話会条例(平成 10 年都留市条例第 31 号)
- (7) 都留市条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例(平成 13 年都留市条例第 16 号)
- (8) 公立大学法人都留文科大学への職員の引継ぎに関する条例(平成 20 年都留市条例第 3 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条

例の施行後も、なおその効力を有する。